

北海道支部における学生ランチ活動貢献賞細則

(令和 7 年 1 月 10 日制定)

北海道支部における「学生ランチ活動貢献賞」の選定は、本細則によって行う。

1. 学生ランチの活動活性化に特別に多大な貢献をなした功労者 1 名を表彰する。
2. 本賞は、「学生ランチ活動貢献賞」と称する。
3. 授賞対象者は、学生ランチ構成員の中から、学生ランチ顧問で組織された委員会の協議により決定する。
4. 受賞者には、賞状及び副賞を贈呈する。副賞は 10,000 円とする。

付則

本細則の改廃は、北海道支部運営委員会の承認を得るものとする。

付則

本細則は、令和 6 年度より施行する。